

成田市で新婚生活を 始められる方を応援します！

成田市で結婚生活を始めるための費用の一部を助成します。

補助金額

夫婦ともに**29**歳以下で
合計所得 **500**万円 未満

最大 **60** 万円



夫婦ともに**39**歳以下で
合計所得 **500**万円 未満

最大 **30** 万円

補助対象経費

住宅取得費

住宅賃借費

引越費用

住宅リフォーム費用

申請方法

申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

STEP1

申請に必要な
書類の準備

STEP2

書類の提出

STEP3

審査完了後
口座にお振込み

※ 審査完了に、お時間を頂戴する場合がございますので、余裕をもってお申し込みください。

くわしくは、成田市ホームページをご確認ください。

【お問合せ先】成田市企画政策課(〒286-8585 成田市花崎町760)

TEL 0476-20-1500 / E-Mail kikaku@city.narita.chiba.jp



成田市
ホームページ

主な要件

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの期間に婚姻している
- ※ 夫婦の双方が外国人である場合、日本方式で婚姻された方のみ対象
- 婚姻届出日において夫婦ともに39歳以下である
- 夫婦の合計所得が500万円未満である
- 夫婦双方又は一方が補助対象の住宅に住居登録をしている
- 申請日より2年以上、継続して成田市に居住する意思がある
- 市税の滞納がない
- ※ その他にも要件がありますので、くわしくは成田市ホームページをご確認ください

補助の対象となる費用

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に支払った以下の費用

- 住宅取得費(建物工事費用・購入費用)
- ※ 土地取得費用・手数料・利息は含めない
- 住宅賃借費(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)
- 引越業者や運送業者に支払った引越費用
- 住宅のリフォーム費用
- ※ 倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外

ご用意いただく書類

以下の書類は全員が必ず準備してください

- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) または 婚姻届受理証明書
- 夫婦両方の課税(所得)証明書 または 非課税証明書 ※1
- ※1 令和7年6月までにご申請いただく場合は、「令和6年度」(令和5年中の所得が記載)、7月以降にご申請いただく場合は、「令和7年度」(令和6年中の所得が記載)の証明書が必要ですが、成田市で課税(非課税)証明書の発行が可能な方は、提出いただく必要はありません

以下の書類は該当する場合に準備してください

- 奨学金を返済している場合
 - 奨学金返還証明書等
- 住宅の取得費用を申請する場合
 - 住宅の売買契約書 または 工事請負契約書 ※2
 - 住宅の引き渡し証明書
 - 住宅取得費用の領収書等
- 住宅の賃貸借費用を申請する場合
 - 住宅の賃貸借契約書
 - 家賃等の領収書等
 - 住宅手当の金額が分かる書類(勤務先等から住宅手当を受けている場合のみ)
- 引越費用を申請する場合
 - 引越費用の領収書等
- 住宅のリフォーム費用を申請する場合
 - 工事請負契約書 または 請書 ※2
 - 住宅リフォーム費用の領収書等

※2 婚姻日以前に住宅の引き渡しや、リフォームを実施している場合には、原則として、婚姻日から1年以内であることが条件となります